

別表 2（第 1 2 条関係）

長岡京市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントを行った際の費用はそれぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。

なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げるほか、令和 6 年 3 月 1 5 日厚生労働省告示第 8 6 号による改定後の指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 1 8 年 3 月 1 4 日厚生労働省告示第 1 2 7 号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 1 8 年 3 月 1 7 日老計発第 0 3 1 7 0 0 1 号・老振発第 0 3 1 7 0 0 1 号・老老発第 0 3 1 7 0 0 1 号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）及び介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 1 9 日老認発 0 3 1 9 第 3 号）に準ずるものとする。

	サービス内容	単位数
介護予防訪問介護相当サービス（注 1）	訪問型サービスⅠ	1, 176（1月につき）
	訪問型サービスⅡ	2, 349（1月につき）
	訪問型サービスⅢ	3, 727（1月につき）
	初回加算	200（1月につき）
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100（1月につき）
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200（1月につき）
	口腔連携強化加算	50（1月に1回限度）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）	所定単位数の 221/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）	所定単位数の 208/1000（1月につき）

	サービス内容	単位数
	介護職員等処遇改善加算（V）（3）	所定単位数の200/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（4）	所定単位数の187/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（5）	所定単位数の184/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（6）	所定単位数の163/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（7）	所定単位数の163/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（8）	所定単位数の158/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（9）	所定単位数の142/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（10）	所定単位数の139/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（11）	所定単位数の121/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（12）	所定単位数の118/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（13）	所定単位数の100/1000（1月につき）
	介護職員等処遇改善加算（V）（14）	所定単位数の76/1000（1月につき）

介護予防通所介護相当サービス（注2）	通所型サービスⅠ（入浴あり）	1,798（1月につき）
	通所型サービスⅠ（入浴なし）	1,618（1月につき）
	通所型サービスⅡ（入浴あり）	3,621（1月につき）
	通所型サービスⅡ（入浴なし）	3,261（1月につき）
	通所型サービスⅠ回数（入浴あり）	436（1月の中で3回まで）
	通所型サービスⅠ回数（入浴なし）	392（1月の中で3回まで）
	通所型サービスⅡ回数（入浴あり）	447（1月の中で7回まで）
	通所型サービスⅡ回数（入浴なし）	403（1月の中で7回まで）
	生活機能向上グループ加算	100（1月につき）
	若年性認知症利用者受入加算	240（1月につき）
	栄養アセスメント加算	50（1月につき）
	栄養改善加算	200（1月につき）
	口腔機能向上加算（Ⅰ）	150（1月につき）
	口腔機能向上加算（Ⅱ）	160（1月につき）
	一体的サービス提供加算	480（1月につき）

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 (1月につき)
	事業対象者・要支援2	176 (1月につき)
サービス提供強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72 (1月につき)
	事業対象者・要支援2	144 (1月につき)
サービス提供強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 (1月につき)
	事業対象者・要支援2	48 (1月につき)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100 (3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 (1月につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20 (1回につき)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5 (1回につき)
科学的介護推進体制加算		40 (1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の92/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の80/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の64/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の81/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の76/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の79/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の74/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の65/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の63/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の56/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の69/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の54/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の45/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の53/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の43/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の44/1000	(1月につき)
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の33/1000	(1月につき)

介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメントA	442 (1月につき)
	初回加算	300 (1月につき)
	委託連携加算	300 (1月につき)
	介護予防ケアマネジメントB	221 (1月につき)

<介護予防訪問介護相当サービス>

訪問型サービスⅠ

事業対象者・要支援1・要支援2 週に1回程度の場合

訪問型サービスⅡ

事業対象者・要支援1・要支援2 1週に2回程度の場合

訪訪問型サービスⅢ

事業対象者・要支援2 1週に2回を超える程度の場合

(注1)

- 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、省令第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）に位置付けられた標準的な回数で、それぞれ所定単位数を算定する。
- 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。
- 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。当該規定を適用する場合は、第16条に規定する支給限度額の算定の際、当該減算前の単位数で算定する。

なお、建物の範囲については、訪問介護（「平成12年2月10日厚生省告示第19号」で定めるものをいう。）における取扱いに準ずる。

7 別に厚生労働大臣が定める地域（「平成24年3月13日厚生労働省告示第120号」で定める地域をいう。）に所在し、かつ、市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 別に厚生労働大臣が定める地域（「平成21年3月13日厚生労働省告示第83号一」で定める地域をいう。）に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所（その一部として使用される事

務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 9 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域(「平成21年3月13日厚生労働省告示第83号二」で定める地域をいう。)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

10 7から9の加算は、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

初回加算

指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

生活機能向上連携加算(Ⅰ)

サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、当該介護予防訪問介護計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

生活機能向上連携加算(Ⅱ)

利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通

所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(I)を算定している場合は、算定しない。

口腔連携強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員、介護支援専門員又は第1号介護予防支援事業に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

介護職員等処遇改善加算

イ 介護職員等処遇改善加算 (I) ~ (IV)

別に厚生労働大臣が定める基準(「令和6年3月15日老発0315第2号」で定める基準をいう。)に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該基準に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

ロ 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) ~ (V) (14)

令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準(「令和6年3月15日老発0315第2号」で定める基準をいう。)に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所(イの加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該基準に掲げる単位数を所定単位数に

加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、当該に掲げるその他の加算は算定しない。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

<介護予防通所介護相当サービス>

(1月につき)

イ 通所型サービスⅠ（入浴あり）

事業対象者・要支援1・要支援2 1週に1回程度の場合

ロ 通所型サービスⅠ（入浴なし）

事業対象者・要支援1・要支援2 1週に1回程度の場合

ハ 通所型サービスⅡ（入浴あり）

事業対象者・要支援2 1週に2回程度の場合

ニ 通所型サービスⅡ（入浴なし）

事業対象者・要支援2 1週に2回程度の場合

(1回につき)

ホ 通所型サービスⅠ回数（入浴あり）

介護予防サービス計画において週1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合。1月の中で全部で3回まで算定可能。

ヘ 通所型サービスⅠ回数（入浴なし）

要支援1、要支援2又は事業対象者である者に対して、介護予防サービス計画において週1回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた場合。1月の中で全部で3回まで算定可能。

ト 通所型サービスⅡ回数（入浴あり）

要支援2又は事業対象者である者に対して、介護予防サービス計画において週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者場合。1月の中で全部で7回まで算定可能。

チ 通所型サービスⅡ回数（入浴なし）

要支援2又は事業対象者である者に対して、介護予防サービス計画において週2回程度の指定介護予防通所介護相当サービスが必要とされた者場合。1月の中で全部で7回まで算定可能。

(注2)

- 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、介護予防通所相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数で、それぞれの所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護日等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 4 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従事者が、別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号ニ）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を超えて、通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。
- 5 介護予防通所介護相当サービス事業所と同一の建物に居住する者又は介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所介護サービスに通うものに対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。また、当該減算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

イ・ロを算定する場合	1月につき376単位
ハ・ニを算定する場合	1月につき752単位
ホ・ヘ・ト・チを算定する場合	1回につき94単位
- 6 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所介護相当サービスとの間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イ・ロを算定している場合は1月につき376単位を、ハ・ニを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、5を算定している場合は、この限りではない。

7 利用者は一の介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該介護予防通所介護相当サービス事業所以外の介護予防通所介護相当サービスが介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、通所型サービス費は算定しない。

生活機能向上グループ加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的とした共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施された日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中の利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所介護相当サービス事業所の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護計画を作成していること。

ロ 介護予防通所介護計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

若年性認知症利用者受入加算

受け入れた若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

栄養アセスメント加算

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握する

ことをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

栄養改善加算

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 当該事業者の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとに栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

口腔機能向上加算

次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

一体的サービス提供加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

サービス提供強化加算

次に掲げるイ、ロ又はハの基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

(2) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

(1) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(二) 指定介護予防通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。

生活機能向上連携加算

次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の

評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては3月に1回を限度として1月につき、ロについては1月につき、所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること

- (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、この注において「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること

- (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

口腔・栄養スクリーニング加算

次に掲げるイ又はハの基準に適合する指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合していること。

- (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者が口腔の健康状態の低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当している介護支援専門員に提供していること。
- (3) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。
- (4) 算定日が属する月が、次のいずれにも該当していないこと
 - (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること
 - (二) 当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次のいずれかに適合していること。

- (1) 次のいずれにも適合すること
 - (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
 - (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(2) 次のいずれにも適合すること

(一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。

(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。

科学的介護推進体制加算

次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて介護予防通所介護計画を見直すなど、指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定介護予防通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

介護職員等処遇改善加算

イ 介護職員等処遇改善加算（I）～（IV）

別に厚生労働大臣が定める基準（「令和6年3月15日老発0315第2号」で定める基準をいう。）に適合している介護職員等の賃金の改善を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該基準に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、当該基準に掲げるその他の加算は算定しない。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

ロ 介護職員等処遇改善加算（V）（1）～（V）（14）

令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準（「令和6年3月15日老発0315第2号」で定める基準をいう。）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所（この加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該基準に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、当該基準に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、当該に掲げるその他の加算は算定しない。

当該加算については、第16条に規定する支給限度額の管理の対象外とする。

<介護予防ケアマネジメント>

介護予防ケアマネジメントA

利用者に対して、原則的な介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

介護予防ケアマネジメントB

利用者に対して、簡略化した介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

（注3）

- 1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

初回加算

指定介護予防支援事業所において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

委託連携加算

指定介護予防支援事業所が利用者に対して提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託

する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。